

令和4年度 事業計画

【使命・経営理念】

小平市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、「市民の誰もが安心して暮らせる福祉のまち『こだいら』」の実現を目指すことを使命とします。また、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開します。

- (1) 市民参加・協働による福祉のまち「こだいら」の推進
- (2) 利用者本位の福祉サービスの実現
- (3) 地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- (4) 福祉ニーズに基づく新たな事業への取組

【方針】

令和3年4月に改正社会福祉法が施行され「重層的支援体制整備事業」等が進められる中、小平市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、地域共生社会の実現に向けてつながり続ける支援体制づくりが喫緊の課題となっています。

新型コロナウイルス(以下「新型コロナ」という。)の発生から概ね2年が経過し、社会全体が人との接触を避けるなど、これまで培われた地域のつながりが分断される状況から新たな課題も見え始めています。新型コロナの影響を受け、経済状況の悪化に伴う困窮世帯への対応として、生活福祉資金の特例貸付制度の創設や生活困窮者自立相談支援機関による包括的な生活相談支援体制の拡充、さらに「重層的支援体制整備事業」における多機関協働による、一体的な支援体制の推進などあらたな福祉施策も整備され、国が示す「地域共生社会」の実現に向け今年度も積極的に本会の使命を果たしていく必要があります。

こうした中、引き続き本会では地域の様々な生活課題に対し、地域住民、民生委員児童委員、ボランティア、専門機関、小平市等と協力して事業展開を行い地域福祉を推進します。

具体的には昨年度から市内全域にコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）を配置した「こだいら生活相談支援センター」や、生活支援コーディネーターを配置した「基幹型地域包括支援センター中央センター」との一体的な支援に取り組みます。さらに、「権利擁護センターこだいら」、「障がい者地域自立生活支援センターひびき」とも連携し、横断的な相談支援体制の向上に努めます。

「こだいらボランティアセンター」では、コロナ禍においても災害への備えとして、これまでに培った地域の協力関係を継続し、防災・減災への取組に努め、平時からの支援活動を展開して、「市民の誰もが安心して暮らすことのできる地域」づくりに努めてまいります。

さらに「たいよう福祉センター」では、児童発達支援センターが開設されることに伴い、発達の気になる子どもや家族の支援を行う地域の中核的な役割を担い、併せて、発達を支援するための相談窓口を設置します。「小平市立あおぞら福祉センター」においても、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供や地域における福祉サービスの拠点として多機関との支援連携を行い、地域課題の解決に向けた本会ならではの取組に努めます。

【重点目標】

- 1 法人運営係では、「第3期小平市社協発展強化計画」の中間年度における評価検証において明らかとなった諸課題への対応を中心に「第4期小平市社協発展強化計画」の策定に向けて取り組みます。
- 2 総務係では、制度の狭間のニーズへの対応と新たな福祉課題に積極的に取り組むために、会費や寄付金などの「民間財源」及び自動販売機収入などの「自主財源」の強化に努めます。
- 3 「こだいらボランティアセンター」では、ボランティア等の多様な活動を支援しながら住民主体の地域福祉活動を進めます。また、福祉体験学習やボランティア講座を通じて、新たな担い手となる福祉人材の発掘・養成に努めます。災害時には災害ボランティアセンターを立ち上げ、被災者の支援・被災地の復興を行うため、市内外のボランティア活動を効果的・効率的に展開します。
- 4 「こだいら生活相談支援センター」では、ひきこもり状態にある方やその家族をはじめ、コロナ禍においてさらに複合化・複雑化した課題を抱える市民からの相談を確実に受けとめたうえで、課題の解決に向け、関係機関などと連携した重層的な支援を行います。

また、複雑多様な地域生活課題の解決のため、市民の主体的な協力を得て、CSWが市内全域で、個別支援・地域支援・仕組みづくりを行います。
- 5 「権利擁護センターこだいら」では、市民が安心して、いつまでも自分らしく主体的な生活が送れるよう、関係機関や団体等とも連携し、制度やサービス等を適切に活用しながら生活課題の解決に努めます。

また、成年後見制度利用促進法が施行されたことに伴い、支援の必要な市民に支援が行き届くよう、ニーズの早期発見、制度の普及・啓発に努めるとともに、新たに本会に求められる役割について研究します。
- 6 「小平市障がい者地域自立生活支援センターひびき」では、支援を必要としている障がい児・者と家族の相談支援を充実させるため、相談支援専門員のさらなる専門性の向上に努めます。

また、小平市を圏域とした基幹相談支援センター等の重層的な相談支援体制を研究するとともに、小平市と新たに協定を締結した地域生活支援拠点等事業に参画し、小平市、小平市地域自立支援協議会、関係団体等と連携協働して制度の充実と質の向上に努めます。
- 7 「基幹型地域包括支援センター中央センター」では、個別支援にとどまらず、基幹型の業務を通じ、地域の包括的支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）を構築して地域支援事業を展開し、地域福祉の向上に努めます。
- 8 「たいよう福祉センター」、「あおぞら福祉センター」では、利用者の権利擁護と意思決定支援に配慮し、利用者主体のさらなるサービスの質の向上と指定相談支援事業者としての相談機能の充実に努め、もって地域の社会福祉施設として地域共生社会の実現を目指します。

また、たいよう福祉センターにおいては、児童発達支援センターが開設されることにより、児童の発達に係る包括的な支援を実施します。

【実施事業】

福祉総務課

1 法人運営係

(1) 社協運営 法人

本会の運営を充実させるために、社会福祉法人改革の趣旨を踏まえ、多機関との連携強化を図るとともに、効率的な事業運営を推進し、事務経費等の節減に努めます。

① 役員会等の開催

本会の運営を円滑に遂行するための会議等を開催します。

ア 評議員会

イ 理事会

ウ 三役会

エ 監事会

オ 評議員選任・解任委員会

カ 苦情解決第三者委員会

キ 各種研修会への参加

② 管理運営の充実

ア 個人情報保護（ICT（情報通信技術）活用も含む）に関する取り扱いについての周知徹底及び情報管理対策を進めます。

イ 職員研修等の充実により、専門知識の習得のみならず、社協職員としての自覚や職員の自己啓発意欲を高めるとともに、職員の能力の向上を図ります。

ウ 執務環境の整備・充実により仕事の効率化を図るとともに、誰もが立ち寄りやすい環境をつくります。

エ 小平市との連携を密にし、市の「地域保健福祉計画」と本会の「地域福祉活動計画」との整合性をはじめ、基本的な方向性を共有しながら運営の充実を図ります。

オ 自然災害等により重要業務や福祉サービスが滞ることがないように事業継続計画（BCP）の円滑な実施に向けて必要に応じて見直しを図ります。

(2) 調査研究 法人

① 「第3期小平市社協発展強化計画」の最終年度を迎えることから、中間評価での検証を踏まえ次期計画（第4期小平市社協発展強化計画）を策定します。 新設

② ICT（情報通信技術）を活用した業務の研究や研修を進めます。

③ 引き続き、民間財源や自主財源の強化に向けたファンドレイジングの研究を進めます。

④ 各種基金の有効活用に向けた研究を進めます。

(3) 連絡調整 法人

① 4年目を迎える「第四次小平市地域福祉活動計画」に基づき、市民や小平市をはじめ、関係諸機関・団体等との連携を強化し、地域福祉の推進に向けたネットワークを構築を図ります。

- ② 「社会福祉法人に求められている公益的な取組」について、小平市地域公益活動推進連絡会の事務局として地域の社会福祉法人等とのさらなる連携の強化に努めます。

(4) 地域における公益的な取組 法人

- ① 市内の社会福祉法人と連携し、定期的な連絡会を開催して地域ニーズの把握に努めるとともに新たな地域福祉活動に取り組みます。
- ② 東社協を事務局とする「東京都地域公益事業推進協議会」に参画し、全都的に展開される取組にも協力します。

2 総務係

(1) 普及宣伝 法人

- ① 「社協だより」、「ホームページ」、「事業案内パンフレット」等を通して、市民や関係諸機関・団体等に対して、事業の紹介や活動の周知を図ります。「社協だより」については、引き続き全戸配布を行い、福祉を中心とした情報を市内全域に幅広く発信するとともに、内容の充実を図り、魅力ある紙面作りに努めます。また、「ホームページ」については、リニューアルの検討を進め、見やすい工夫とともに最新情報の発信に努めます。
- ② 各種会議への出席や会費の使いみちの分かりやすい広報等により市民へ理解を求め、会員加入数の維持及び新規会員の獲得に努めます。さらに、地域関係団体との行事等を通じて会員加入の働きかけを進め、事業所（団体）会員の拡充を図ります。
- ③ 市民まつりや社協福祉バザー等を通じ、広報活動を行います。

(2) 式典等の開催 法人 地域

- ① 「安心・快適・健康に暮らせる福祉のまちづくり」について、市民とともに考える場として「福祉のつどい」を開催します。
- ② 「小平市高齢者福祉大会」を開催します。

(3) 福祉資金の貸付 生福 低所得

① 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、障がい者手帳の交付を受けた方のいる世帯、日常生活上の介護を必要とする高齢者世帯、失業者等、日常生活全般に困難を抱えている世帯に対して資金の貸付けと必要な相談支援を行うとともに償還完了まで支援します。[福祉費（生業費、技能習得費、出産・葬祭費、療養・介護費、転居費、住宅改修費、障がい者用自動車購入費等）、災害援護費、教育支援資金、総合支援資金、不動産担保型生活資金]

② 生活福祉資金特例貸付事業

特例貸付の償還の開始が予定されていることから適切な償還支援に努めます。

③ 受験生チャレンジ支援貸付事業

低所得世帯の子どもに対し、健やかな育成の環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもが高校・大学・専門学校を受験する際の、予備校・学習塾の費用や受験

料の貸付け相談を行います。

④ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、国家資格等の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、自立を促進するための資金の貸付け相談を行います。

東京都及び東京都内区市が実施する母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、児童扶養手当受給者を対象に、住居の借りに必要となる資金を貸付け、就労又はより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などに繋げ、自立を促進するための資金の貸付け相談を行います。

[入学準備金、就職準備金、住宅支援資金]

(4) 緊急援護 法人

- ① 緊急に援護を必要とする方に対し、交通費等の援助を行います。
- ② 火災等の罹災者に対し、見舞金を贈ります。

(5) ひとり親家庭福祉 法人

交通遺児家庭への見舞金の支給及び遺児に対し学費を援助します。

(6) 自主財源確保への取組 法人 自販 手作

- ① 自動販売機の設置数増のための周知に努め、収益事業を展開します。
- ② 寄付金については、その目的を明確に示し「市民の誰もが安心して暮らせる福祉のまち『こだいら』」の実現に向けた協力者を増やすとともに、遺贈寄付や募金箱の設置場所拡充のための周知に努めます。また、寄付者に対して丁寧なアフターフォローを行うことにより、継続的な関係の構築に努めます。
- ③ ボランティアによる手作り作品の販売を行い、その収益を地域福祉活動に活かします。

(7) 介護保険要介護認定調査事業 介護

指定市町村事務受託法人（要介護認定調査）事業の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、要支援または要介護認定申請をする者に対し、公正かつ適正な要介護認定調査を実施します。実施にあたっては、行政機関等との連携を図り、適切な対応に努めます。

地域福祉推進課

3 こだいらボランティアセンター

(1) 運営方針 ボラ

地域の生活課題について、必要に応じてボランティア活動団体等と協働して事業に取り組むなど、ボランティア活動等を積極的に支援します。

福祉分野を中心としながらも、狭義の領域にとどまらず、多様な活動の情報把握に努め、CSWや他機関と連携し、住民主体の課題解決につながるよう、計画的な地域の人材養成

や活動を支援します。また、平常時の活動やつながりを災害時の助け合いに活かせるように地域への啓発活動に取り組みます。さらに、東部・西部ボランティアコーナーを通じて、市民の身近な相談や地域に密着した地域福祉活動のきっかけづくりに努めます。

(2) 地域福祉人材養成

- ① ボランティア、地域活動等の新たな担い手を発掘・養成するため、各種講習・講座や啓発事業を実施します。

また、テーマや内容により、ボランティア活動団体と協力して新たな事業にも取り組みます。さらに、災害時に備えた「日頃からの顔が見える関係づくり」を推進するため、防災訓練や講座修了者を中心とした交流の場の充実に努めます。

- ② 障がいのある人もない人も誰もが地域で自分らしく学び・暮らせる、地域共生社会の実現を目的に、手話、点字、ガイドヘルプ、知的障がい、高齢者擬似体験、車いす体験、障がい者スポーツ等の福祉体験学習をボランティアや障がい当事者、地域の関係施設等の協力を得て実施します。

(3) 地域におけるネットワークの強化

- ① ボランティア活動等に関する相談や登録団体間の連携、ネットワークの強化などボランティア活動のさらなる環境整備に努めます。
- ② 市内福祉施設とのネットワークを推進し、より福祉力の高い地域づくりができるよう、地域福祉のプラットフォームとしての役割を果たしながら、施設間の主体的な連携が深まる支援や施設と地域住民とのより良い関係づくりに努めます。

(4) 広報・啓発の充実

ボランティア活動や地域の福祉活動等に関する情報を広く効果的に市民に提供するため、「こふくだより」の発行やホームページ等を通じて情報提供に努めます。

(5) 防災・減災に関する取組の充実

災害時におけるボランティア活動等に関する協定書に基づいて策定した、災害ボランティアセンター運営マニュアルに従い、「災害ボランティアセンター」を速やかに設置できるように、日頃から小平市や関係機関・団体との連携を図るとともに、市民との協力関係づくりに努めます。また、引き続き災害ボランティアセンターに関わる災害ボランティア登録制度について検討します。

(6) ボランティア活動の環境整備

- ① 市民が安心してボランティア活動に参加できるよう「ボランティア保険」の相談、受付を行います。
- ② 活動室や印刷機、飛沫防止パネル等、備品の貸出しを行い、ボランティアセンター登録団体の活動を支援します。

③ ボランティア団体等の活動支援のため、助成金などの情報提供を行います。

(7) 小平市高齢者交流室の運営 交流

介護予防の拠点として小平市から指定管理を受け運営しています。地域の仲間づくりの支援や介護予防のための体操、健康相談等を行うとともにボランティア活動の活性化にもつなげます。

(8) 共同募金地区協力会活動 ボラ 歳末

地区協力会の活動を通じて、関係団体相互の理解促進や、住民の生活課題の解決のための連携強化を図ります。

また、募金活動の実施に当たっては、市民の理解と協力を得るため、その趣旨を十分周知するとともに、結果についても適宜報告します。

① 赤い羽根共同募金

小平地区協力会として、社会福祉事業実施団体を支援するため、当事者団体、自治会、ボランティア、共同募金受配団体等の協力のもとに共同募金活動を広く展開します。

② 歳末たすけあい・地域福祉活動募金

地域福祉活動の充実及び要保護世帯への見舞金支給、ボランティア・市民活動の推進を行っている団体等を支援するために、自治会、共同募金受配団体等の協力のもとに歳末たすけあい・地域福祉活動募金を広く展開します。

(9) 共同募金配分事業 ボラ 歳末

配分推せん委員会において、公平な判断のもと、次のとおり募金を配分します。

① 赤い羽根共同募金配分事業

福祉施設や地域福祉団体が行う社会福祉事業等の推進を支援します。

② 歳末たすけあい・地域福祉活動募金配分事業

ボランティア団体や障がい当事者団体をはじめ、高齢クラブや子ども会等の活動を支援します。

③ 要保護世帯に年末見舞金を支給します。

(10) 各種団体への助成相談支援 地域

地域福祉を推進する各種団体からの助成相談を受け、ニーズに見合った助成制度につながる等、支援します。

① 本会会費をはじめ、赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい・地域福祉活動募金を財源として、本会が助成します。

② その他民間財団等の助成制度に対し、本会からの推薦及び申請、報告に関する相談を一般的に支援します。

(11) 障がい児・者福祉 ボラ

- ① 聴力障がい者支援の一環として、障がい理解の促進を図るとともに、ボランティア活動への関心を高めるため初心者手話講習会を開催します。
- ② 障がい者の当事者団体と協働し、「障がい」への理解と啓発に努めます。特に「こだいらあんしんネットワーク」の活動を通し、要配慮者の課題解決や地域への啓発活動に取り組みます。

(12) 社協福祉バザー 地域

本会の活動の周知と自主財源確保のため、市民、自治会、民生委員児童委員協議会、関係機関、登録団体やボランティア等の協力を得て「社協福祉バザー」を実施します。

また、新型コロナウイルス感染予防の視点及び今後予定されている福祉会館の建て替えを見据えて社協福祉バザーのあり方を検討します。

(13) 備品（機材等）の貸出 ボラ

- ① 車いすの貸出を行います。
- ② 機（器）材の貸出を行います（行事用テント、福祉体験用具等）。

4 こだいら生活相談支援センター

(1) 運営方針 困窮 地域

「相談ごとがある時は、まずは社協に聞いてみよう」と言っていただけるよう、市民に身近で気軽に相談できる「ふくし」の相談窓口として、市民の生活に関わるさまざまな相談を受け止め、困りごとを整理しながら、活用できる制度や事業の案内、関係機関への紹介等を行い、複合化・複雑化した課題の解決に向けて重層的な支援を行います。

また、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対して、訪問等のさまざまな方法を活用し、適切かつ迅速に情報と支援を届けます。

(2) 生活困窮者自立相談支援事業 困窮

生活困窮者等が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、以下の各種事業も活用しながら生活及び就労等に関する相談支援を行います。

また、課題の解決に当たっては関係機関と連携した取組を図り、困窮者支援を通じた地域づくりにも努めます。

① 住居確保給付金事業

住居を喪失した方または住居を喪失するおそれのある方に対して、家賃相当分（上限あり）を支給するとともに、再就職に向けた支援を行います。

② 家計改善支援事業

家計収支の均衡が取れていないなど、家計に課題を抱える方に対して、家計表などを活用して家計状況を「見える化」し、家計の改善に向けた支援を行います。

③ 就労準備支援事業

生活リズムが乱れている、社会との関わりに不安を抱えている等の複合的な課題があり、就労に向けた準備が整っていない方に対して、料理や掃除、身だしなみ等の生活に必要なスキルを身に付けるためのプログラムや、地域の行事参加・ボランティア体験等も含めた社会との接点を持つ機会を提供し、就労に向けた支援を行います。

④ 自立相談支援機能強化事業

社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方のいる場所に積極的に出向いて働きかける「アウトリーチ」を充実させることを通じて、支援を強化します。

(3) CSW事業の推進 困窮

市内全域にアウトリーチし、従来の福祉分野のみに捉われることなく、地域のさまざまな団体や関係機関との幅広いつながりを生かしながら、市民とともに制度の狭間にある課題に対する個別支援や、地域の生活支援の仕組みづくりを行います。

また、子ども食堂や居場所の立ち上げ支援、開催当日の運営支援、活動の継続に向けての幅広い支援のほか、まちづくりに関すること等、対象を問わず幅広く相談を受け止めます。そのうえで、関係機関へつないだり、解決に向けた資源の開発などを行うほか、ひきこもりの方やその家族への支援など、地域でも対応が難しい課題には新たな仕組みづくりに取り組みます。

(4) 地域との連携 地域

- ① 今後の本会の地域福祉活動の中核となる地域福祉推進員制度のさらなる充実に向けて検討します。
- ② 住民主体の地域福祉活動を円滑に進めるため、民生委員児童委員や自治会といった住民組織等との連携を進めます。

(5) 居場所支援 地域

① ほのぼのひろば

高齢者の交流の場として、住民が主体となり市内の地域センター等を利用して行われている居場所の運営を支援します。

② 小平市高齢者交流活動（こだまちサロン）支援事業

居場所・拠点づくりとして、地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターと連携しながら、高齢者を主体とした多世代の自発的な交流活動の拠点に対して、その立上げ費用や運営費などの助成を行います。

(6) 緊急援護 法人

緊急的かつ一時的に食糧が必要な方に対し、個人や企業等から寄付された食糧を無償で提供します。

地域生活支援課

5 権利擁護センターこだいら

(1) 運営方針 福サ 成年

市民一人ひとりの権利擁護支援を行うとともに、地域連携ネットワークの構築と地域共生社会の実現に向けて、専門職団体や関係機関との連携を強化し、住民とともに「互いの権利を守る、支えあいのまちづくり」を推進していきます。

また、小平市の成年後見制度利用促進基本計画の策定に協力するとともに、本会に求められる役割について引き続き調査・研究を進めます。

(2) 福祉サービス総合支援事業

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）では、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない方が地域で安心して生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス及び書類等の預かりサービスを行うほか、継続的な相談支援により、利用者の安心・安定した地域生活の継続に努めます。

また、障がい者の福祉サービス利用等における苦情や相談についても、法律家の専門相談による質の高い的確な助言により、早期の課題解決に向けた取組を行います。

(3) 成年後見制度あんしん生活創造事業

判断能力が十分でなく、自らの財産管理や日常生活を営むことが困難な状態の方でも、成年後見制度の活用により、地域で安心して自分らしく主体的な生活を継続できるよう支援を行います。後見人等については、相談の対応や報酬助成、専門職との連絡会等、後見人等に対する支援と連携を行います。さらに、親族が申立てをする時の支援や親族後見人の連絡会等を行うことで、成年後見制度を必要な方が安心して利用できるよう支援の継続に努めます。また、市民後見人受任者への法人後見監督事業や本会が後見人として支援する法人後見事業も実施します。

(4) 権利擁護支援人材養成

- ① 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を契約する利用者の増加や支援の充実に対応すべく、定期的に生活支援員に対して、継続的な研修を実施し、支援技術の向上を図ります。
- ② 成年後見制度の地域の担い手である市民後見人の養成及び育成（フォローアップ研修）を近隣7市と共に実施します。また、本会に登録している基礎講習修了者研修や連絡会を開催し、後見人等の拡充と後見活動の充実を図ります。
- ③ 市内の福祉サービス事業所や権利擁護の専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）等との連携・協働を図り、質の高い支援が担える人材養成に取り組みます。

(5) 地域におけるネットワークの強化

市民が自身の意思に基づいた主体的な生活が送れるよう、本人中心の支援ネットワーク

の形成を図るとともに、成年後見制度利用促進に向けた体制整備に向けて、市内の福祉サービス事業者及び専門職、団体・住民等との連携を強化します。

(6) 広報・啓発の充実

- ① 市民を対象に権利擁護や終活、成年後見制度等に関する各種講座を開催し、活用できる制度や事業、身近に起きる権利侵害への対策等を知ることにより、地域の権利擁護支援力の向上を図ります。
- ② 市報・社協だより、ホームページ等の他、金融機関や関係機関を通じて、権利擁護の制度・事業を周知するとともに、講座・講習会の広報を行い、参加者増を図ります。
- ③ 市内福祉サービス事業所や各市民団体、自治会等の要請に応じて、権利擁護支援関連の出前講座を行います。

6 小平市障がい者地域自立生活支援センターひびき

(1) 運営方針 自立

市内の障がい児・者とその家族を対象として、自立支援給付、地域生活支援事業並びに各種障がい福祉施設等社会資源活用の支援、社会生活を高めるための支援及び情報の提供等の相談支援を総合的に行うことにより、障がい児・者とその家族の地域における生活と、障がい者の自立と社会参加を支援します。

(2) 相談支援機能の充実

小平市から委託された地域活動支援事業としての市町村（障害者）相談支援事業及びソーシャルワーカー専門職を置く基幹相談等機能強化事業の充実のため相談支援専門員の資質向上に資する専門研修に積極的に参加します。

また、小平市を圏域とした基幹相談支援センターの設置が進むよう、相談支援の地域デザインについて研究し、小平市や関係機関と協議をします。

小平市から指定された特定相談支援事業、障害児相談支援事業及び東京都から指定を受けた地域相談支援事業については、新たに小平市と協定を締結した「地域生活支援拠点等事業」が利用者の地域生活の安心につながるよう小平市及び関係機関と連携し、充実に努めます。

(3) 小平市地域自立支援協議会の運営

小平市地域自立支援協議会の事務局運営に市と協力して携わり、市や関係機関・団体と協働して、障がい者の地域生活支援の推進と関係機関のネットワークづくりに取り組みます。

また、小平市を圏域とした重層的な相談支援体制の整備について、小平市、小平市地域自立支援協議会、関係団体等と連携協働して研究します。

(4) 交流室の運営

障がいのある方が気軽に立ち寄れる交流室を運営し、当事者同士の交流と社会参加の支援に努めます。

(5) 障がい者運動会の運営

「小平市障がい者運動会」の運営に協力します。

7 基幹型地域包括支援センター中央センター

(1) 運営方針 包括

基幹型地域包括支援センターの受託を通じ、地域包括支援ネットワークの構築や地域包括ケアシステムに向けてICT（情報通信技術）活用を推進し、介護と医療などの連携強化を図り、基幹型地域ケア会議を運営することで市内全域に係わる地域福祉の向上に努めます。

また、認知症地域支援推進員・認知症ケア向上事業では、認知症の疑いがあるものの認知症に関する受診ができない方等に対し、認知症アウトリーチチーム等と協働して、状態に応じた適切な医療・介護サービスにつなげるための働きかけを行います。さらに、認知症のケア等に関する研修や認知症に関する地域課題の検討を行う会議を通して、認知症の方を支える地域の基盤づくりに努めます。加えて担当圏域の高齢者把握に努め、相談・支援や介護予防を通じて、高齢者が安心して生活できる地域づくりに努めるとともに、自治会や関係機関と連携し、圏域の課題について協議します。

(2) 地域福祉人材育成

地域で活動する主任介護支援専門員に対して、介護支援専門員の人材育成等の役割を果たすことができるように専門職の養成を図ります。

またケアプラン指導研修の実施を通じて、市内全域の介護支援専門員や介護サービスの質的な向上を図ります。

(3) 地域におけるネットワークの強化

在宅医療・介護連携を推進するため、会議や研修会へ参加し多職種及び関係機関との連携、ネットワークを強化します。

また、各関係機関や市民との連携強化、課題の抽出を目的としたテーマ設定型の地域ケア推進会議を行うことで、基幹型地域ケア会議につなげ、市内全域に関わる地域福祉の向上に努めます。

(4) 広報・啓発の充実

地域包括支援センター業務や活動等に関する情報を広く市民に提供するため、「社協だより」及び「中央センターだより」の発行やホームページ等を通じて情報提供に努めます。

また、継続して出張相談会を実施し、より多くの市民に対して「気軽に相談できる場」

として周知、啓発を行います。

(5) 小平市生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢世帯、認知症の高齢者が増加する中、第一層生活支援コーディネーターが主体となり、医療、介護のサービス提供のみならず、生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携し、協議会を開催するなど日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。

また、第二層生活支援コーディネーターやCSWと連携を図りながら地域に不足しているサービスの創出、サービスの担い手の養成や活動の場の確保をはじめ、関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくりなど行います。既存の概念にとらわれることなく、多面的な活動実践に努めます。

(6) 小平市介護予防見守りボランティア事業

地域でさりげない見守り活動を行うことで、見守りを行う健康な高齢者の介護予防の促進と、見守りを必要とする高齢者の孤立化の防止を目指します。

また、見守りボランティアの数を増やし、地域での見守りや各圏域で行っている交流会を充実します。さらに、地域の見守り体制の構築に併せて、サロンなど誰でも気軽に立ち寄ることができる居場所づくりや、社会資源の情報収集、研究を行い、地域包括ケアシステムの構築に向けて小平市や地域包括支援センターなどの関係機関と連携強化を図ります。

(7) 安心サービス事業 地域

ひとりぐらし高齢者の安心サービス事業として乳酸菌飲料の配達や電話訪問を行い、安否の確認や孤独感の緩和を図ります。また、誕生日と正月にはサービス利用者、本会ボランティアセンターの登録団体による絵手紙を送ります。

8 たいよう福祉センター 障セ

(1) 利用者の声を反映した施設経営

- ① 利用者の基本的人権を尊重し、権利擁護と透明性を確保するため、苦情解決制度の周知を図ります。
- ② 利用者の個性を尊重し、自立と自己実現を目指した支援を行います。また、利用者相互の交流や地域とのつながりが深まるよう支援します。
- ③ 心身障がい児（2歳から小学校就学前）及び発達上の遅れがみられる児童の発達援助等のための支援を行います。
- ④ 発達の気になる子どもに対し、気軽に相談できるための総合窓口を設置し、支援を行います。必要に応じて、心理職等による専門相談を行います。
- ⑤ 保護者からの要望により訪問支援員が保育所・幼稚園等を訪問し、集団生活に適應することができるよう、専門的な支援を行います。

- ⑥ 言葉等の発達に遅れや障がいがある児童に対し、相談及び訓練等を行い、言葉等の発達を促すとともに、コミュニケーション能力を高めるための働きかけをします。
また、保護者に対しては日常生活や発達全体の支援を含めた助言等を行います。
- ⑦ 保護者または家族の介護負担を軽減するため、障がい児・者の日中一時支援を行います。
- ⑧ 保護者または家族の疾病、冠婚葬祭等により緊急に保護を必要とする障がい児・者の緊急一時保護を行います。

(2) 福祉のまちづくりに貢献する施設経営

- ① 障がい者のニーズに応じた各種講座を開催します。障がい者スポーツ・レクリエーションの普及啓発に努め、障がい者の社会参加の促進と地域共生社会の実現を目指します。
また、「障がい者スポーツ・レクリエーション教室」の開催に当たっては、自主サークル活動の支援と支援ボランティアの育成に努めます。
- ② 地域に開かれたセンターを目指し、地域住民や各種団体との交流の場としての活動を行います。
- ③ 小・中学校などの福祉体験学習や職業体験等に協力します。さらに利用者が自ら教育の場に出向くことで、障がい者理解を深める役割を担うことにより、社会貢献へとつなげます。
- ④ 会議室等の地域への開放については、新型コロナの感染状況などを注視し、市と協議を行いながら実施していきます。

(3) 本会の力を集結した施設経営

- ① 東京都及び小平市から指定を受けて実施する一般相談支援事業、特定相談支援事業及び障害児相談支援事業の基盤を充実し、サービス等利用計画作成等の支援の充実に努めます。
相談に当たっては、本会他部門の機能を活かすことで質の高い相談事業を展開します。
- ② 指定管理者として適正かつ効率的な施設管理（経営）に努めるとともに、新たなニーズの発見と施設機能について研究します。

(4) 調査研究

- ① 身体機能の低下に伴い医療的な支援を必要とする利用者が見込まれるため、引き続き行為を限定した医療的ケアの実施に向けた研究を進めます。
- ② 子どもの発達支援の中核的な役割を担う児童発達支援センターが開設されたことに伴い、発達サポートプログラムに係る研究を、市と協議して進めます。

※施設の名称を「小平市立障害者福祉センター」から「小平市立たいよう福祉センター」に変更します。

9 あおぞら福祉センター あお

(1) 利用者の声を反映した施設経営

- ① 利用者の基本的人権を尊重し、権利擁護と透明性を確保するため、苦情解決制度の周知を図ります。
- ② 利用者の個性を尊重し、自立と自己実現を目指した支援を行います。また、利用者相互の交流や地域とのつながりが深まるよう支援します。
- ③ 身体障がい者等に対し、身体機能の維持と心身の健康を保つための訓練を実施し、日常生活に活かせるよう支援します。
また、仲間との交流を通して地域でこころ豊かに暮らすための支援も行います。
- ④ 言葉等の発達に遅れや障がいがある児童に対し、相談及び訓練等を行い、言葉等の発達を促すとともに、コミュニケーション能力を高めるための働きかけをします。
また、保護者に対しては日常生活や発達全体の支援を含めた助言等を行います。
- ⑤ 保護者または家族の介護負担を軽減するため、障がい児・者の日中一時支援を行います。
- ⑥ 保護者または家族の疾病、冠婚葬祭等により緊急に保護を必要とする障がい児・者の緊急一時保護を行います。

(2) 福祉のまちづくりに貢献する施設経営

- ① 地域に開かれたセンターを目指し、地域住民との交流の場として親子を対象とした「夏の紙すき体験」や「わくわく納涼祭」、「地域懇談会」を開催するなど、地域の皆様と共に歩む地域共生社会の実現に努めます。
- ② 地元自治会、地域住民、各種団体と協働して「地域防災訓練」を実施します。
- ③ 小・中学校などの福祉体験学習や職業体験などに協力します。さらに利用者が自ら教育の場に出向くことで、障がい者理解を深める役割を担うことにより、社会貢献へとつなげていきます。
- ④ ささまざまな機会を捉えて障がい者スポーツ・レクリエーションの普及啓発に努め、障がい者の社会参加の促進と地域共生社会の実現に努めます。また、ボッチャ用具の貸し出しを行います。
- ⑤ ふれあいルームの地域への開放については、新型コロナウイルスの感染状況などを注視し、その活用方法について市と協議を行いながら検討していきます。

(3) 本会の力を集結した施設経営

- ① 東京都及び小平市から指定を受けて実施する一般相談支援事業、特定相談支援事業及び障害児相談支援事業の基盤を充実し、サービス等利用計画作成等の支援の充実に努めます。相談に当たっては本会他部門の機能を活かすことで、質の高い相談事業を展開します。
- ② 指定管理者として適正かつ効率的な施設管理（経営）に努めるとともに、新たなニーズの発見と施設機能について研究します。

10 たいよう福祉センター・あおぞら福祉センター共通の事業 障セ あお

(1) 小平市障がい者緑化推進事業

利用者とともに屋上等の緑化を推進し、二酸化炭素の削減に努めます。また、緑化の推進や保全業務への従事を通じ、障がい者の就労機会の拡大を図ります。

(2) 小平市巡回相談事業

言語聴覚士・心理士等が市内の保育園、幼稚園を訪問し、発達の気になる児童の観察、保育士・幼稚園教諭・保護者への指導、助言等を行うことにより、保育園・幼稚園の保育力向上と児童の発達を支援します。